

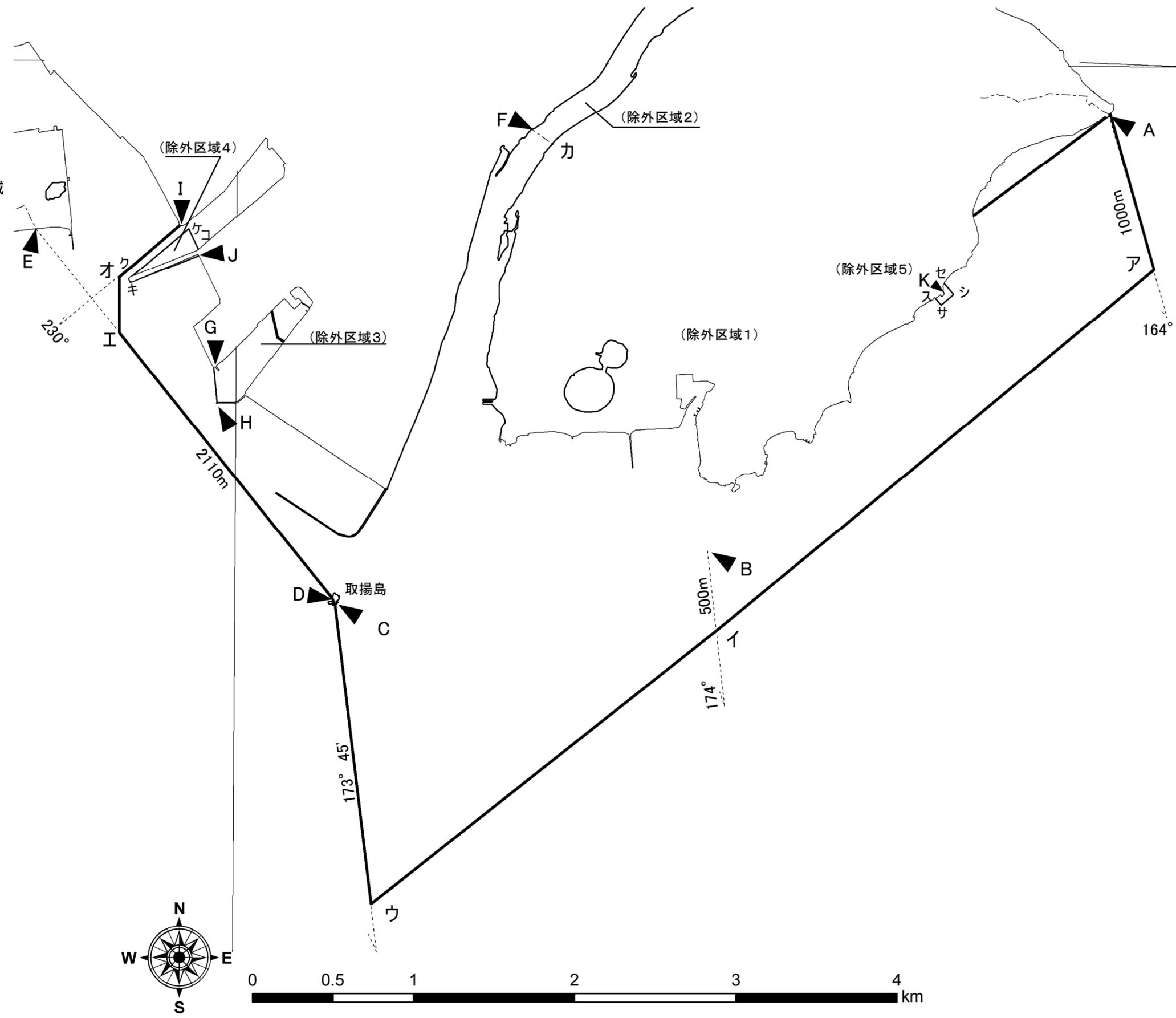
免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件	
共 第 65 号	第2種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで	赤穂市尾崎から赤穂市鷗和に至る間の地先		赤穂市漁協
	"	ます網漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域		
	"	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線並びにD、エ、オ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。 （除外区域1） 赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域 （除外区域2） 千種川のFとカを結んだ線の上流の区域 （除外区域3） GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 （除外区域4） J、キ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によってかこまれた区域 （除外区域5） セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界 B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点 C 取揚島南端 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷗和・福浦界 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻） H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057-1番地先の護岸に設置した標識 K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識 ア Aから164度1,000メートルの点 イ Bから174度500メートルの点 ウ アとイを結んだ線の延長線とCから173度45分の線との交点 エ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点 オ Iから230度の線とエから0度の線の交点 カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点 キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点 ク キから338度37分49秒22.2メートルの点 ケ クから50度483.2メートルの点 コ ケから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057-1番地先の護岸との交点 サ Kから196度45分51秒76.9メートルの点 シ サから50度100メートルの点 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点 セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
付記 制限又は条件

免許番号 共第65号
 漁場の位置 赤穂市尾崎から赤穂市鷲和に至る間の地先
 漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ及びCを結んだ線
 並びにD、エ、オ及びI（防波堤に沿う。）を結んだ線と
 最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
 ただし、次の各区域と塩田用水路を除く。

- (除外区域1)
赤穂市尾崎3102番地の2東浜塩田水路本水尾水門から上流の区域
- (除外区域2)
千種川のFとカを結んだ線の上流の区域
- (除外区域3)
GとHを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
- (除外区域4)
J、キ、ク、ケ及びコを結んだ線と護岸によって囲まれた区域
- (除外区域5)
セ、シ、サ及びスを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
 A 最大高潮時海岸線における赤穂市坂越・尾崎界
 B 赤穂市御崎御前岩赤穂灯標（通称御前岩灯台）中心点
 C 取揚島南端
 D 取揚島北岸における兵庫県・岡山県界
 E 最大高潮時海岸線における赤穂市鷲和・福浦界
 F 赤穂市加里屋新赤穂大橋右岸下流基柱
 G 赤穂市加里屋東沖ノ手3077番地の1地先塩田護岸南角（通称松の鼻）
 H 赤穂市中広赤穂港松の鼻防波堤西端
 I 赤穂市新港入口左岸に設置した標識
 J 赤穂市加里屋東沖ノ手3057—1番地先の護岸に設置した標識
 K 赤穂市尾崎字向山2470番470地先の関西電力株式会社放水口遊水池護岸東端に設置した標識
 ア Aから164度1,000メートルの点
 イ Bから174度500メートルの点
 ウ アとイを結んだ線の延長線とCから173度45分の線との交点
 エ DとEを結んだ線上Dから2,110メートルの点
 オ Iから230度の線とエから0度の線の交点
 カ Fから新赤穂大橋に沿い対岸との交点
 キ Jから248度37分49秒472.5メートルの点
 ク キから338度37分49秒22.2メートルの点
 ケ クから50度483.2メートルの点
 コ ケから153度52分8秒の線と東沖ノ手3057—1番地先の護岸との交点
 サ Kから196度45分51秒76.9メートルの点
 シ サから50度100メートルの点
 ス サから320度の線と最大高潮時海岸線との交点
 セ シから320度の線と最大高潮時海岸線との交点



平成25年9月1日 免許
共第65号漁場